

園 規 則

安心会

戸田すこやか保育園

第1章 総則

(名 称)

第1条 本園は「戸田すこやか保育園」(社会福祉法人 安心会)と称します。

(所在地)

第2条 本園は戸田市新曽 1935-1 に置きます。

(目 的)

第3条 本園は、児童福祉法に基づいて心身ともに健やかに育成されるよう乳児及び幼児の保育を行うことを目的とします。

(事業内容)

第4条 児童福祉法に基づいて、必要とされる保育事業を行います。

ここに入所する乳児及び幼児の最善の利益を考慮し、保育を必要とする乳児及び幼児とその保護者の福祉を実現し、積極的に増進するよう努め、常に改善していきます。

運営方針

人は誰もが素晴らしい人格であり、お互いに尊重される存在です。戸田すこやか保育園では、児童憲章に則り、児童の最善の利益を保証します。保育士はひとりひとりが常に向上心と真心をもって保育にあたり、その質を深め「子ども達の健やかな成長」と保護者の「育児」を支援します。

また、地域との積極的な交流を持ち、地域社会に根差した保育運営を目指します。

保育理念

「あのね、きょうね・・・」子ども達の心は表情や言葉になって溢れ出ます。子ども達ひとりひとりが毎日を生き生きと過ごせる人的、物的環境を整え、心を込めた関わりを持つことで「その子が最もその子らしく光る」事を理念とし、一生の土台となる「しなやかでたくましい心と身体」を育みます。

保育目標

＊元気で明るい子 たっぷり遊んで、よく食べて、ぐっすり眠る

＊意欲をもって行動のできる子 十分に育ちを見守られながらさまざまな体験を通して、豊かな感性と自主性を育てる

(平等の原則)

第5条 本園は園児とその保護者の国籍、信条、社会的身分について、差別的取扱いを致しません。

第2章 職員 及び 職務

(職員の区分と配置人数)

第6条 園に次の職員を配置します。

- | | |
|------------|--------------|
| (1) 園長 | 1 名 |
| (2) 主任保育士 | 1 名 |
| (3) 保育士 | 9 名 (基準定数) |
| (4) 嘱託医 | 2 名 |
| (5) 非常勤保育士 | 若干名 (必要に応じて) |
- 2 園長は前項に定めるものの他必要に応じてその職員を配置することができます。
- 3 保育士の配置人数については、施設基準に定められ、「児童福祉法」に基づく「保育士資格者」であることを要します。

(職 務)

第7条 園長は園の業務を統括し、会計事務に従事します。

- 2 保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行います。

(定 員)

第8条 本園の定員は 80 名とし、その内訳は次の通りとします。

- | | | | |
|----------|------|----------|------|
| (1) 0 歳児 | 6 名 | (4) 3 歳児 | 17 名 |
| (2) 1 歳児 | 11 名 | (5) 4 歳児 | 17 名 |
| (3) 2 歳児 | 12 名 | (6) 5 歳児 | 17 名 |

第3章 文書

(文書の取り扱い)

第9条 文書は、正確、迅速、丁寧に取り扱い、事務が円滑に行われるように処理しなければなりません。

(文書の管理)

第10条 文書は点検され、正しく保管され、重要なものは非常災害に際し、持出できるよう常に整理し、紛失、火災、盗難等に対する予防措置を取らなければなりません。

第4章 入園及び退園

(入 園)

第11条 本園の入園資格は、戸田市が保育の実施を決定した者としてします。

(退 園)

第12条 次に該当したときは、退園させることができます。

- (1) 戸田市が保育の実施を解除したとき
- (2) その他戸田市と協議の上適当と認められたとき

第5章 入園児の処遇

(利用料)

第13条 利用料（保育料）は戸田市の定めた額としてします。

その他徴収	主食代+副食費	3歳児以上 1ヶ月	¥1,500+¥5,000=¥6,500
	入園時備品購入代	0歳児～2歳児	¥1,200～
		3歳児以上	¥5,560～
	延長にかかる費用（1日）	18時～19時まで	¥250
		18時～20時まで	¥400
	延長にかかる費用（月極）	18時～19時※	¥2,500
		※19時以降延長の場合¥150	
		18時～20時	¥4,000
	短時間認定における時間外保育料	7時～8時30分	¥250
		16時30分～18時	¥250
		18時～19時	¥250
		18時～20時	¥400
	園外保育等実費徴収		

(利用時間)

第14条 基本となる利用（保育）時間は次の通りです。

(平日) 午前 7時00分 ～ 午後 8時00分

標準時間認定の場合

午前 7時00分 ～ 午後 6時00分

(午後6時00分～午後8時は時間外保育とする。)

短時間保育認定の場合

午前 8時30分 ～ 午後 4時30分

(午前7時～午前8時30分と午後4時30分～午後8時00分は時間外保育とする)

(土曜日) 午前 7時30分 ～ 午後 6時30分

標準時間認定の場合

午前 7時30分 ～ 午後 6時30分

短時間保育認定の場合

午前 8時30分 ～ 午後 4時30分

(午前7時30分～午前8時30分と午後4時30分～午後6時30分は時間外保育とする)

(登園・降園)

第15条 園児の登園、降園は原則として、保護者が付き添って行うものとします。

(保育内容)

第16条 保育内容及び給食並びに健康管理については、園児の年齢、発達においてこれを分け、指導計画を立てます。

(日課及び年間計画)

第17条 日課及び年間行事については、年間計画を基に作成し、豊かな園生活に彩りをバランスよく計画し、保護者と共同にて園生活を支えていけるものになるようにします。

(休 日)

第18条 本園の休園は次の通りにします。

(1) 日曜日 及び 国民の祝日

(2) 1月1日～3日、12月29日～31日

(欠 席)

第19条 園児が欠席される場合は、保護者は遅くても朝9時00分までに保育園に連絡するものとします。

(休 園)

第20条 園児または園児の同居家族に伝染病等の発症が確認、他の園児に感染する恐れがあると園長が認めた時は、休園を命じることができます。

(家庭との連携)

第21条 本園は保護者と常に密接な連絡を保ち、園の保育方針、園児の成長、栄養状態及び園の運営などについて様々な方法や形で情報を伝え、保護者の協力を得て運営されるように努めていきます。

(健康管理)

第22条 園長は常に入所園児の健康管理に留意し、年2回以上の健康診断を実施し、その結果を記録します。

(虐待等の禁止)

第23条 職員は以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為を行うことは致しません。

- (1) 殴る、蹴る等直接園児の身体に侵害を与える行為。
- (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させること。
- (3) 廊下に出すことや、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
- (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
- (5) 食事を与えないこと。
- (6) 園児の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- (7) 乱暴な言葉使いや園児をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えると。
- (8) 施設を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- (9) 性的な嫌がらせをすること。
- (10) 当該園児を無視すること。

(苦情対応)

第24条 (1) 利用者からの苦情については適切な解決に努めるための取組を行います。
(2) 苦情解決の取組に関わり、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を設置します。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

- 第25条 (1) 園長(防火管理者)は非常災害・急迫の事態に備え、対策を講じ防災年間計画を作成し、職員に徹底周知させるとともに、毎月1回の防災訓練を行います。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合、保育園は安全のため速やかに園児を保護者のもとに引き渡し、施設は警戒宣言解除まで閉所することにします。
又、状況によりやむをえず休園せざる負えない可能性があります。
- (3) 第1避難所は戸田市立新曽中学校、第2避難所は戸田市スポーツセンターです。地震で建物が倒れるなど危険が迫ったときや火災が起きて当該避難場所が危険と感じた場合は順次避難します。
- (4) 防災設備 自動火災探知器・煙感知器・誘導灯・スプリンクラー
- (5) 緊急時の連絡方法 ルクミー、災害用伝言ダイヤル171

第7章 雑則

この規則を改正、廃止する時は、理事会の議決を得るものとします。

(附則)

この規則は、平成30年4月1日から施行します。

令和5年4月1日改訂 (その他徴収金額変更)

令和7年4月1日改訂 (その他徴収金額変更)